

東京都保険者協議会医療計画等検討部会設置運営要綱

平成27年	7月13日	制 定
平成28年	4月 1日	一部改正
平成29年	4月 1日	一部改正
平成30年	4月 1日	一部改正
平成31年	4月 1日	一部改正
令和 6年	3月 1日	一部改正

(目的)

第1条 東京都保険者協議会設置運営規程第9条の規定に基づき、次の東京都保険者協議会医療計画等検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、東京都保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進を図るとともに、東京都医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての東京都への協力、東京都保健医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(任務)

第2条 検討部会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 東京都医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、協議会データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づくこと
- (2) 東京都医療費適正化計画に基づく施策の実施に当たっての東京都への協力に関すること
- (3) 東京都保健医療計画の策定又は変更に関し、協議会データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づくこと
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討部会は、次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 全国健康保険協会東京支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 国民健康保険の保険者たる区市町村を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者

(7) 健康保険組合連合会東京連合会を代表する者

(8) 東京都国民健康保険団体連合会を代表する者

2 検討部会は、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会及び東京都栄養士会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 検討部会には部会長1名、副部会長3名を置くこととする。

2 部会長は、委員の中から互選し、副部会長を指名する。

3 部会長は、検討部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、これに事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 検討部会は、必要に応じ、専門部会の協力を得ることができる。

3 部会長は、検討部会の開催を必要に応じて非公開とすることができる。

4 検討部会は、部会長が選任されるまでの間、協議会会長が招集する。

(議事)

第7条 検討部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 検討部会の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(代理人による議決権)

第8条 委員は、代理人をもって検討部会の議事につき議決権を行使することができる。

ただし、その委員たる構成団体の代表者又はその職員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は、2名以上の委員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を事前に事務局に提出しなければならない。

(会議録等の取扱い)

第9条 会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は原則公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議録等を公開しないことができ

る。

2 会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、必要な条件を付することができる。

(報酬等)

第10条 検討部会に出席した委員に対し、当該出席による報酬及び実費弁償は支給しない。

(報告)

第11条 検討部会は、協議会から付託された事項について調査検討し、その結果を協議会に報告する。

(事務局)

第12条 検討部会の事務は、東京都保険者協議会設置運営規程第14条において定めた者が処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。